

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

岩手県教育委員会

委員長 安藤 厚

岩手県教育委員会規則第8号

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p data-bbox="204 510 453 542">(室及び課の分掌事務)</p> <p data-bbox="162 557 823 589">第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="188 622 799 631">。</p> <table border="1" data-bbox="181 636 799 2087"><thead><tr><th data-bbox="181 636 316 687">室及び課</th><th data-bbox="316 636 799 687">分掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="181 687 316 2087">教育企画室</td><td data-bbox="316 687 799 2087">[略] 企画担当の分掌事務 (1)～(10) [略]</td></tr></tbody></table>	室及び課	分掌事務	教育企画室	[略] 企画担当の分掌事務 (1)～(10) [略]	<p data-bbox="890 510 1139 542">(室及び課の分掌事務)</p> <p data-bbox="849 557 1509 589">第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="874 622 1487 631">。</p> <table border="1" data-bbox="868 636 1487 2087"><thead><tr><th data-bbox="868 636 1002 687">室及び課</th><th data-bbox="1002 636 1487 687">分掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="868 687 1002 2087">教育企画室</td><td data-bbox="1002 687 1487 2087">[略] 企画担当の分掌事務 (1)～(10) [略] <u>(11) 教育委員会の会議に関すること。</u> <u>(12) 教育委員及び教育長の秘書用務に関すること。</u> <u>(13) 防災及び災害に関する事務の総括に関すること。</u> <u>(14) 行政文書の管理に関する事務の総括に関すること。</u> <u>(15) 行政文書の受領、配布及び発送に関すること。</u> <u>(16) 行政文書の整理保存に関すること。</u> <u>(17) 公印に関すること。</u> <u>(18) 情報公開及び個人情報保護に関する事務の総括に関すること。</u> <u>(19) 法規案及び重要文書の審査に関すること。</u> <u>(20) 教育委員会の規則その他諸規程の公布又は公表に関すること。</u> <u>(21) 教育関係法規の編集及び発行に関すること。</u> <u>(22) 争訟の総括に関すること。</u> <u>(23) 教育関係の公益法人及び公益信託に関すること。</u> <u>(24) 市町村教育委員会の組織及び運営に関する事務の指導及び助言に関すること。</u> <u>(25) 市町村教育委員会が所掌する事務の指導、助言及び支援に関する事務の総括に関すること。</u></td></tr></tbody></table>	室及び課	分掌事務	教育企画室	[略] 企画担当の分掌事務 (1)～(10) [略] <u>(11) 教育委員会の会議に関すること。</u> <u>(12) 教育委員及び教育長の秘書用務に関すること。</u> <u>(13) 防災及び災害に関する事務の総括に関すること。</u> <u>(14) 行政文書の管理に関する事務の総括に関すること。</u> <u>(15) 行政文書の受領、配布及び発送に関すること。</u> <u>(16) 行政文書の整理保存に関すること。</u> <u>(17) 公印に関すること。</u> <u>(18) 情報公開及び個人情報保護に関する事務の総括に関すること。</u> <u>(19) 法規案及び重要文書の審査に関すること。</u> <u>(20) 教育委員会の規則その他諸規程の公布又は公表に関すること。</u> <u>(21) 教育関係法規の編集及び発行に関すること。</u> <u>(22) 争訟の総括に関すること。</u> <u>(23) 教育関係の公益法人及び公益信託に関すること。</u> <u>(24) 市町村教育委員会の組織及び運営に関する事務の指導及び助言に関すること。</u> <u>(25) 市町村教育委員会が所掌する事務の指導、助言及び支援に関する事務の総括に関すること。</u>
室及び課	分掌事務								
教育企画室	[略] 企画担当の分掌事務 (1)～(10) [略]								
室及び課	分掌事務								
教育企画室	[略] 企画担当の分掌事務 (1)～(10) [略] <u>(11) 教育委員会の会議に関すること。</u> <u>(12) 教育委員及び教育長の秘書用務に関すること。</u> <u>(13) 防災及び災害に関する事務の総括に関すること。</u> <u>(14) 行政文書の管理に関する事務の総括に関すること。</u> <u>(15) 行政文書の受領、配布及び発送に関すること。</u> <u>(16) 行政文書の整理保存に関すること。</u> <u>(17) 公印に関すること。</u> <u>(18) 情報公開及び個人情報保護に関する事務の総括に関すること。</u> <u>(19) 法規案及び重要文書の審査に関すること。</u> <u>(20) 教育委員会の規則その他諸規程の公布又は公表に関すること。</u> <u>(21) 教育関係法規の編集及び発行に関すること。</u> <u>(22) 争訟の総括に関すること。</u> <u>(23) 教育関係の公益法人及び公益信託に関すること。</u> <u>(24) 市町村教育委員会の組織及び運営に関する事務の指導及び助言に関すること。</u> <u>(25) 市町村教育委員会が所掌する事務の指導、助言及び支援に関する事務の総括に関すること。</u>								

(11) [略]

[略]

総務担当の分掌事務

- (1) 教育委員会の会議に関すること。
- (2) 教育委員及び教育長の秘書用務に関すること。
- (3) 防災及び災害に関する事務の総括に関すること。
- (4) 行政文書の管理に関する事務の総括に関すること。
- (5) 行政文書の受領、配布及び発送に関すること。
- (6) 行政文書の整理保存に関すること。
- (7) 公印に関すること。
- (8) 情報公開及び個人情報保護に関する事務の総括に関すること。
- (9) 法規案及び重要文書の審査に関すること。
- (10) 教育委員会の規則その他諸規程の公布又は公表に関すること。
- (11) 教育関係法規の編集及び発行に関すること。
- (12) 争訟の総括に関すること。
- (13) 教育関係の公益法人及び公益信託に関すること。
- (14) 市町村教育委員会の組織及び運営に関する事務の指導及び助言に関すること。
- (15) 市町村教育委員会が所掌する事務の指導、助言及び支援に関する事務の総括に関すること。
- (16) 奨学及び育英に関すること。
- (17) 行政手続に関すること。

(26) 奨学及び育英に関すること。

(27) 行政手続に関すること。

(28) 教育表彰（永年勤続者表彰を除く。）及び職員表彰に関すること。

(29) 教育事務所の総括に関すること。

(30) [略]

(31) 本庁各室課及び教育事務所並びに学校以外の教育機関との連絡調整に関すること。

(32) その他他室課の所掌に属しない事務に関すること。

[略]

	<p>(18) <u>教育事務所に關すること。</u></p> <p>(19) <u>本庁各室課及び教育事務所並びに学校以外の教育機関との連絡調整に關すること。</u></p> <p>(20) <u>その他他室課の所掌に屬しない事務に關すること。</u></p> <p>[略]</p> <p>営繕担当の分掌事務</p> <p>(1)～(3) [略]</p>		<p>[略]</p> <p>営繕担当の分掌事務</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>教育品質向上担当の分掌事務</u></p> <p>(1) <u>いわてマネジメントシステムの推進その他教育品質向上運動に關すること。</u></p>
<p>学校教育室</p>	<p>[略]</p> <p>学校企画担当の分掌事務</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>生徒指導に關すること。</u></p> <p>(9) <u>学校安全に關すること。</u></p> <p>(10) <u>県立総合教育センターに關すること。</u></p> <p>義務教育担当の分掌事務</p> <p>(1) 県立幼稚園並びに市町村立の小中学校（<u>特殊学級及び通級による指導に係る部分を除く。</u>第3号から第5号までにおいて同じ。）及び幼稚園に係る教育諸条件の整備の総括窓口に關すること。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 県立幼稚園並びに市町村立の小中学校及び幼稚園の教育課程及び学習指導その他学校教育に關する専門的事項の指導に關すること（スポーツ健康課の所掌に屬するものを除く。）。</p> <p>(5)～(8) [略]</p> <p>高校教育担当の分掌事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 県立高等学校の教育課程及び学習指導その他学校教育に關する専門的事項の指導に關すること（スポーツ健康課の所掌に屬するものを除く。）。</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>産業教育審議会に關すること。</u></p> <p>特別支援教育担当の分掌事務</p> <p>(1) 県立<u>盲学校</u>、<u>聾学校</u>及び<u>養護学校</u>並びに市町村立の小中学校の<u>特殊学級</u>及び<u>通級</u></p>	<p>学校教育室</p>	<p>[略]</p> <p>学校企画担当の分掌事務</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>県立総合教育センターに關すること。</u></p> <p>義務教育担当の分掌事務</p> <p>(1) 県立幼稚園並びに市町村立の小中学校（<u>特別支援学級及び通級による指導に係る部分を除く。</u>第3号から第5号までにおいて同じ。）及び幼稚園に係る教育諸条件の整備の総括窓口に關すること。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 県立幼稚園並びに市町村立の小中学校及び幼稚園の教育課程及び学習指導その他学校教育に關する専門的事項の指導に關すること（<u>スポーツ健康課及び産業教育担当の所掌に屬するものを除く。</u>）。</p> <p>(5)～(8) [略]</p> <p>高校教育担当の分掌事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 県立高等学校の教育課程及び学習指導その他学校教育に關する専門的事項の指導に關すること（<u>スポーツ健康課及び産業教育担当の所掌に屬するものを除く。</u>）。</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>特別支援教育担当の分掌事務</p> <p>(1) 県立特別支援学校並びに市町村立の小中学校の<u>特別支援学級</u>及び<u>通級</u>による指導</p>

	<p>による指導に係る教育諸条件の整備の総括窓口に関すること。</p> <p>(2) 県立<u>盲学校、聾学校及び養護学校</u>の設置、廃止、組織編制及び管理運営に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(3) 県立<u>盲学校、聾学校及び養護学校</u>並びに市町村立の小中学校の<u>特殊学級</u>及び通級による指導における教育課程及び学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関すること（スポーツ健康課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(4) 県立<u>盲学校、聾学校及び養護学校</u>並びに市町村立の小中学校の職員の研修に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 県立<u>盲学校、聾学校及び養護学校</u>への就学に係る学校指定及び入学期日等に関すること。</p> <p>(7) 県立<u>盲学校、聾学校及び養護学校</u>の教科用図書の採択に関すること。</p> <p>(8) 県立<u>盲学校、聾学校及び養護学校</u>の入学者選抜に関すること。</p> <p>高校改革担当の分掌事務</p> <p>(1)～(4) [略]</p>		<p>に係る教育諸条件の整備の総括窓口に関すること。</p> <p>(2) 県立<u>特別支援学校</u>の設置、廃止、組織編制及び管理運営に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(3) 県立<u>特別支援学校</u>並びに市町村立の小中学校の<u>特別支援学級</u>及び通級による指導における教育課程及び学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関すること（スポーツ健康課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(4) 県立<u>特別支援学校</u>及び市町村立の小中学校の職員の研修に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 県立<u>特別支援学校</u>への就学に係る学校指定及び入学期日等に関すること。</p> <p>(7) 県立<u>特別支援学校</u>の教科用図書の採択に関すること。</p> <p>(8) 県立<u>特別支援学校</u>の入学者選抜に関すること。</p> <p>高校改革担当の分掌事務</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>産業教育担当の分掌事務</u></p> <p>(1) <u>キャリア教育</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>産業人材の育成</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>産業教育審議会</u>に関すること。</p> <p><u>学校不適応対策担当の分掌事務</u></p> <p>(1) <u>生徒指導</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>学校安全</u>に関すること。</p>
生涯学習 文化課	<p>文化担当の分掌事務</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 県立青少年の家の管理に関すること。</p> <p>(6)・(7) [略]</p> <p>[略]</p>	生涯学習 文化課	<p>文化担当の分掌事務</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 県立青少年の家の<u>設置、廃止及び管理</u>に関すること。</p> <p>(6)・(7) [略]</p> <p>[略]</p>
スポーツ 健康課	<p>施設・学校健康担当の分掌事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 県立<u>野外活動センター</u>の<u>管理運営</u>に関すること。</p>	スポーツ 健康課	<p>施設・学校健康担当の分掌事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 県立<u>野外活動センター</u>に関すること。</p>

	(4)～(7) [略] [略]		(4)～(7) [略] [略]
教職員課	人事給与担当の分掌事務 (1)～(7) [略] (8) 叙位及び叙勲、褒章並びに教育表彰及び職員表彰に関すること。 (9)～(13) [略] [略] 県立学校人事担当の分掌事務 (1)～(4) [略] (5) 県立盲学校、聾学校及び養護学校の学級編制に関すること。 教育品質向上担当の分掌事務 (1) <u>いわてマネジメントシステムの推進その他教育品質向上運動に関すること。</u>	教職員課	人事給与担当の分掌事務 (1)～(7) [略] (8) 叙位及び叙勲、褒章並びに教育表彰 <u>(永年勤続者表彰に限る。)</u> に関すること。 (9)～(13) [略] [略] 県立学校人事担当の分掌事務 (1)～(4) [略] (5) 県立特別支援学校の学級編制に関すること。

備考 改正部分は、下線の部分である。

第26条の2を削る。

改正前		改正後	
(職及び職務)		(職及び職務)	
第28条 事務局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。		第28条 事務局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。	
区分	職	区分	職
本庁	[略]	本庁	[略]
教育企画室	[略]	教育企画室	[略]
	予算財務担当課長		予算財務担当課長
	<u>総務担当課長</u>		学校施設担当課長
	学校施設担当課長		
学校教育室	[略]	学校教育室	[略]
	高校改革担当課長		高校改革担当課長
[略]		[略]	
[略]		[略]	
2・3 [略]		2・3 [略]	
(所掌事務)		(所掌事務)	
第41条 学校以外の教育機関（青少年の家及び野外活動センターを除く。第42条、第44条、第45条及び第62条において同じ。）の所掌事務は、次のとおりとする。		第41条 学校以外の教育機関（青少年の家及び野外活動センターを除く。第42条、第44条、第45条及び第62条において同じ。）の所掌事務は、次のとおりとする。	
学校以外の教育機関	所掌事務	学校以外の教育機関	所掌事務
総合教育セ	1～5 [略]	総合教育セ	1～5 [略]

センター	
[略]	

(組織)

第42条 学校以外の教育機関に、次の表に掲げるところにより、部並びに室、係及び班を置く。

学校以外の教育機関	部	室、係及び班
総合教育センター	総務部	
	研修部	企画調査室 教科領域教育室 教育相談室 特別支援教育室 科学産業教育室 情報教育室
	指導部	
[略]		

2 [略]

(職及び職務)

第45条 [略]

2 [略]

3 前2項に規定する職のほか、学校以外の教育機関に、次の表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、同表の左欄に掲げる職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区分	職	職務
事務職員	[略]	
	研修主事	[略]
	[略]	
[略]		
その他の職員		
	研修助手	[略]
	[略]	

センター	6 市町村立の中学校及び県立高等学校の学習指導の指導に関すること。 7 県立高等学校の入学者選抜の学力検査に関すること。
[略]	

(組織)

第42条 学校以外の教育機関に、次の表に掲げるところにより、部並びに室、係及び班を置く。

学校以外の教育機関	部	室、係及び班
総合教育センター	企画総務部	企画調査室
	研修部	教科領域教育室 科学産業教育室 情報教育室
	支援指導部	教育相談室 特別支援教育室
[略]		

2 [略]

(職及び職務)

第45条 [略]

2 [略]

3 前2項に規定する職のほか、学校以外の教育機関に、次の表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、同表の左欄に掲げる職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区分	職	職務
事務職員	[略]	
	主任研修主事及び研修主事	[略]
	[略]	
[略]		
その他の職員	主任指導主事及び指導主事	上司の命を受け、学校における学習指導の指導に関する事務に従事する。
	研修助手	[略]
	[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

この規則は、平成19年4月1日から施行する。